

年分

年 月 日 麹町 税務署長 殿 市町村長		契約番号		加入者番号													
支退 払 手 当 等 の 者	所 在 地	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号															
	名 称	受託者 みずほ信託銀行株式会社			法人番号	9	0	1	0	0	0	1	0	3	4	9	6
受 給 者	氏 名				個人番号												
	現 住 所	〒 -															
	その年1月1日現在の住所	〒 -															

A	この A 欄には、すべての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下の B 以下の各欄には記載する必要はありません。)									
	① 退職手当等の支払を受けることになった年月日	年 月 日			② 退職の区分等	(一般・障害)		生活扶助 有 ・ 無		
	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自	年 月 日 至			年 月 日		年数	年	
	うち短期勤続期間	自	年 月 日 至			年 月 日		年数	年	

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

④	退職手当等の 受給資格取得年月日	勤続期間	収入金額 (円)	所得税 (円)	市町村民税 (円)	道府県民税 (円)	支払を受けた年月日	退職の 区 分
1	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日					年 月 日	一般 障害
	うち特定役員等勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日		支払者の 所在地・名称				
		自 年 月 日 至 年 月 日						
	うち短期勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日						
2	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日					年 月 日	一般 障害
	うち特定役員等勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日		支払者の 所在地・名称				
		自 年 月 日 至 年 月 日						
	うち短期勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日						
3	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日					年 月 日	一般 障害
	うち特定役員等勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日		支払者の 所在地・名称				
		自 年 月 日 至 年 月 日						
	うち短期勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日						
4	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日					年 月 日	一般 障害
	うち特定役員等勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日		支払者の 所在地・名称				
		自 年 月 日 至 年 月 日						
	うち短期勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日						

B	⑤	③と④の通算勤続期間	自	年	月	日	至	年	月	日	年数	年
		うち特定役員等勤続期間	自	年	月	日	至	年	月	日	年数	年
		うち一般勤続期間との重複勤続期間	自	年	月	日	至	年	月	日	年数	年
		うち短期勤続期間との重複勤続期間	自	年	月	日	至	年	月	日	年数	年
		うち全重複勤続期間	自	年	月	日	至	年	月	日	年数	年
		うち短期勤続期間	自	年	月	日	至	年	月	日	年数	年
		うち一般勤続期間との重複勤続期間	自	年	月	日	至	年	月	日	年数	年

あなたが前年以前 4 年以内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14 年※内）に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、この C 欄に記載してください。 ※その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける年月日が令和 4 年 4 月 1 日以後の場合は 19 年														
C	⑥	退職手当等の 受給資格取得年月日	勤 続 期 間		収 入 金 額 (円)		所 得 税 (円)		市町村民税 (円)		道府県民税 (円)		支払を受けた年月日	退職の 区 分
	1	年 月 日	自	年 月 日									年 月 日	一般 障害
			至	年 月 日										
	2	年 月 日	自	年 月 日									年 月 日	一般 障害
			至	年 月 日										
	⑦	③又は⑤の勤続期間のうち、 ⑥の勤続期間と重複している期間		自	年 月 日	至	年 月 日	年数	年					
	④うち特定役員等勤続期間との 重複勤続期間		自	年 月 日	至	年 月 日	年数	年						
	④うち短期勤続期間との 重複勤続期間		自	年 月 日	至	年 月 日	年数	年						

源泉徴収票を添付してください

		A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。												
D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自	年	月	日	年	⑩ ⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自	年	月	日	年		
		至	年	月	日			至	年	月	日			
		うち短期勤続期間	自	年	月	日	年	㊦のうち特定役員等勤続期間	自	年	月	日	年	
			至	年	月	日			至	年	月	日		
			うち短期勤続期間	自	年	月	日	年	㊧のうち短期勤続期間	自	年	月	日	年
				至	年	月	日			至	年	月	日	
	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自	年	月	日	年	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自	年	月	日	年		
		至	年	月	日			至	年	月	日			
		うち特定役員等勤続期間	自	年	月	日	年	㊨のうち㊦と㊧の通算期間	自	年	月	日	年	
			至	年	月	日			至	年	月	日		
うち短期勤続期間		自	年	月	日	年	㊩のうち㊨と㊧の通算期間	自	年	月	日	年		
		至	年	月	日			至	年	月	日			

(注意) 1. この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。
提出しない場合は、所得及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。
また、市町村民税及び道庁市民税については、延滞金を徴収されることがあります。
2. あなたの氏名、住所およびA欄は必ず記入してください。B～D欄についても該当する欄があれば記入してください。
3. Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）又はその写しをこの申告書に添付してください。
4. 支払を受けた退職手当等の金額の計基礎となつた勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。
5. 確定給付企業年金法に基づき、加入者の退職により支払われる一時金は所得税法第31条に定める退職手当等とみなす一時金に該当します。退職手当等とみなす一時金は特定役員等勤続期間に該当しないため、A欄には特定役員等勤続期間の記入欄は設けていません。

申告書の書き方

- 1 「①」欄には、確定給付企業年金規約に定める給付事由が発生した日を記載します。
- 2 「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接起因して退職した人は、「障害」を○で囲み、() 内に障害の状態、身体障害者手帳等の交付年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。また、その年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。
- 3 「③」欄には、この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数（1年未満の端数は切上げ）を記載します。

この場合、勤続期間は、確定給付企業年金規約に定める給付額算定の基礎となった期間によります。ただし、次の期間がある場合には、その期間を加えた期間によります。

- (1) その支払者から受けた前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間で、今回の退職手当等の計算の基礎となる勤続期間に通算された期間
- (2) 一時他に勤務していたなどのため、その支払者の下での勤務が中断した人の、その中断前に引き続き勤務した期間（一時他に勤務することとなった際に、その支払者から退職手当等を受けなかった場合に限ります。）
- (3) 他に勤務していた期間（その支払者の下で勤務しなかった期間に限ります。）で、今回の退職手当等の計算の基礎となる期間に通算された期間

また、「③」欄の内書には、上記の勤続期間のうち、短期退職手当等*に係る勤続期間（以下「短期勤続期間」といいます。）及びその年数（１年未満の端数切上げ）を記載します。

※短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が 5 年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。以下同じです。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

- イ 法人税法第2条第15号に規定する役員
- ロ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ハ 国家公務員及び地方公務員

・上記の特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が 5 年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。また、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものを一般退職手当等といいます。

- 4 「④」欄には、本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を上記 3 の方法で計算して記載します。また、「④」欄の内書には、上記の勤続期間のうち、特定役員退職手当等に係る勤続期間（以下「特定役員等勤続期間」といいます。）及び短期勤続期間並びにそれぞれの年数（1 年未満の端数切上げ）を記載します。
- 5 「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（1 年未満の端数切上げ）を記載します。

内書の「うち 特定役員等勤続期間」及び「うち 短期勤続期間」の各欄は、上記4「④」欄の内書に倣い記載します。

また、特定役員等勤続期間の内書として、特定役員等勤続期間と一般退職手当等に係る勤続期間（以下「一般勤続期間」といいます。）の重複勤続期間及び特定役員等勤続期間と短期勤続期間の重複勤続期間、並びにそれぞれの年数（１年未満の端数切上げ）を記載します。これらの重複勤続期間には全重複勤続期間（特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間をいいます。以下同じです。）を含みません。

更に、「うち 全重複勤続期間」欄は全重複勤続期間について、「うち 短期勤続期間」の内書の「うち 一般勤続期間との重複勤続期間」欄は短期勤続期間と一般勤続期間が重複している期間（全重複勤続期間を除きます。）について、その重複勤続期間及びその年数（1年未満の端数切上げ）を記載します。

- 6 「⑥」欄には、前年以前 4 年以内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14 年*内）に支払を受けた退職手当等（以下「4 年以内の退職手当等」といいます。）がある場合に、その 4 年以内の退職手当等についての勤続期間を記載します。

ただし、4 年内の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その 4 年内の退職手当等の収入金額に応じ、その 4 年内の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した数（小

数点以下の端数切捨て)に相当する年数が経過する日までの期間を記載します。

※その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける年月日が令和 4 年 4 月 1 日以後の場合は 19 年

前年以前4年内の退職手当等の収入金額	算 式
800万円以下の場合	その収入金額 ÷ 40 万円
800万円を超える場合	(その収入金額 - 800 万円) ÷ 70 万円 + 20

- 7 「⑦」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。また、「④」欄及び「㊟」欄には、この重複している期間のうち、「③」欄又は「⑤」欄の特定役員等勤続期間又は短期勤続期間との重複勤続期間及びその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。
- 8 「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間（上記３の（１）又は（３）の期間（（３）の期間については、その「他」の勤務先から前に退職手当等の支払を受けている場合に限りです。）とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。また、内書には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間及びその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。
- 9 「⑩」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑧」欄又は「⑨」欄の勤続期間だけからなる部分の期間とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。また、「㊞」欄及び「㊟」欄には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間及びその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。
- 10 「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。また「㊽」欄及び「㊞」欄には、「④」欄と「㊟」欄及び「㊿」欄と「㊽」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。

[illegible]